

二 （略）		一 改 正 案	
物質	係 数	物質	係 数
(18) (17) (14) (13) (12) (7) (5) (2) (1)	(略)	(略)	(略)
・ (19) 及び炭酸ナトリウムの混合溶液 (濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	状態で輸送されるものに限る。	物質又は有害でない物質と混合している。	（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質で、他の海洋環境の保全の見地から有害である状態で輸送されるものに限る。）
アルミニウム、水酸化ナトリウム (略)	（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している。	アルキルエステル (アルキル基の炭素数が七から十九までのもの及びその混合物で、アルキルエスチル (アルキル基の炭素数が四一ヒドロキシフェニル) プロピオン酸ジプロピレングリコールジベンゾアート	塩のほう酸エステル (アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)
（略）	（略）	（三・五ジターシヤリーブチルアルキルエスチル (アルキル基の炭素数が七から十九までのもの及びその混合物で、アルキルエスチル (アルキル基の炭素数が四一ヒドロキシフェニル) プロピオン酸ジプロピレングリコールジベンゾアート）	塩 (アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)
（略）	（略）	（略）	（略）



(2) ニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液(分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である他の物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)

(略)

(1)  
(4)

(略)

(略)